

○警察統計取扱規程

(昭和41年1月18日神奈川県警察本部訓令第2号)

警察統計取扱規程を次のように定める。

警察統計取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察統計に関する訓令(昭和40年警察庁訓令第17号。以下「訓令」という。)及び警察統計細則(平成9年12月4日付け警察庁丙情管発第30号。以下「細則」という。)に定める警察統計事務取扱いの適正を期するために必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱)

第2条 訓令及び細則に定める警察統計事務は、情報管理課が取り扱うものとする。

第3条 削除

(調査票の作成)

第4条 留置管理課長及び警察署長は、訓令第2条に定める警察統計調査票(以下「調査票」という。)を、別表の作成区分に従い1部作成しなければならない。

(調査票の送付)

第5条 警察署長は、前条に基づき作成した調査票を別表に掲げる送付期限までに留置管理課長、生活安全総務課長及び生活経済課長に送付しなければならない。

2 留置管理課長、生活安全総務課長及び生活経済課長は、前項により送付された調査票及び自所属において作成した調査票を取りまとめて、別表に掲げる送付期限までに情報管理課長に送付しなければならない。

3 情報管理課長は、前項により送付された調査票の内容を、細則別表に定める報告期限までに、警察庁が別に定める資料送受信手続に従って、警察庁に送信するものとする。

(調査票の審査)

第6条 留置管理課長、生活安全総務課長、生活経済課長及び警察署長は、調査票を作成したとき又は送付を受けたときは、審査責任者を指定して審査点検させ、調査票の内容に誤りがないようにしなければならない。

(調査票の保存)

第7条 警察庁にその内容を報告済みの調査票は、情報管理課において、当該調査票の送付を受けた日から1年間保存するものとする。